

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十二号

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成十四年広島県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「この条例の施行の日から五年間」を「平成二十年三月十九日から平成二十二年三月三十一日までの間」に、「岸壁、荷役機械、荷さばき地、上屋及び野積場」を「岸壁及び荷役機械」に改め、「改正後の」を削り、同項の表を次のように改める。

港湾施設	港湾施設の種類	種別	単位	金額	摘要
係留施設	岸壁	係船料	外航船舶	その他の船舶	総トン数が一万トンを超える船舶については、一万トンを超え、一・七を乗じて得た数値に一万を加算した数値を総トン数とみなす。
荷さ	荷役	使用料	一時間までごとに	四二、	
			係留一回総トン数一トンにつき		
			二時間まで	二円八一銭	
			二時間を超え	二円九四銭	
			四時間まで	三円四四銭	
			四時間を超え	三円九三銭	
			六時間まで	五円	
			六時間を超え	五円二五銭	
			一二時間まで	六円六七銭	
			一二時間を超え	七円一銭	
			二四時間まで	八円八五銭	
			二四時間を超える時間	八円四四銭	
			二四時間まで		
			二四時間まで		

ばき 施設	機械		〇〇〇円	
----------	----	--	------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年三月十九日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に広島県港湾施設管理条例（昭和二十八年広島県条例第三十六号）の規定による許可を受けて重要港湾に係る地区で知事が別に定めるものの港湾施設を使用している者に係る使用料については、当該許可の期間に限り、改正後の広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（平成十四年広島県条例第四十号）附則第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。